

# 身体拘束・抑制廃止指針

## 1 基本方針

栗山病院(以下、本院)において、入院患者または他の入院患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、抑制その他行動を制限する行為を禁止する。

身体拘束は高齢者虐待(身体的虐待)と捉え、職員全員が患者の人権を尊重することの徹底を目的として本指針を定めることとする。

## 2 身体拘束の定義

身体拘束とは、患者の行動を制限する行為であればすべて身体拘束に該当するが、具体例を下記に挙げる。

- ①徘徊防止・転倒転落防止・他者への迷惑行為防止のため、車椅子ベッド等に体幹や手足をひも等で縛る。
- ②自力で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)や壁で囲む(4点柵や壁際2点柵など)。
- ③点滴・経管栄養のチューブを抜かないように手足をひも等で縛る。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型手袋をつける。
- ⑤車椅子からのずり落ち防止や立ち上がり防止のため、腰ベルト・Y字ベルト・車椅子テーブル等を使用する。
- ⑥脱衣やおむつ外しを制限するためにつなぎ服を着せる。
- ⑦行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に使う。
- ⑧自分の意思で開けることのできない鍵付き居室等に隔離する。

## 3 身体拘束をする「緊急やむを得ない場合」の定義

緊急やむを得ない状況が発生し患者もしくはその他の患者等の生命、身体を保護するため一時的に身体拘束を行う場合がある。

- ・緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合。
- ・緊急やむを得ない場合とは、患者本人にとっての状態であり事業者側の状態ではないこと。
- ・一時的に身体拘束を行う場合とは、次の3つの要件をすべて満たし、これらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限ることとする。

- ①切迫性 …患者本人または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- ②非代替性 …身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

#### 4 身体拘束を行う場合の手続

身体拘束を行う場合、下記の手順に基づく。

- ①第一に拘束以外の代替案を検討する。
- ②実施にあたっては、3つの要件が合致するか確認するとともに原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行う。  
また、安全性、経過確認の方法についても検討する。
- ③事前に、家族等への連絡、身体拘束実施の同意を得る。
- ④事前に、院長への報告、及び、承認、指示を得る。
- ⑤事前に身体拘束・抑制廃止委員会もしくは緊急カンファレンスを開催することとするが、夜勤帯等少数のときは会合を事後とする。
- ⑥会合にて、身体拘束の理由、治療及び対応方針を確認し、計画書を作成する。
- ⑦身体拘束実施期間中は、経過、状況の記録を作成する。
- ⑧必要な状況が解消した場合は、院長に報告して速やかに解除する。

#### 5 身体拘束・抑制廃止委員会の設置

身体拘束廃止の基本方針の再認識や院内における身体拘束の実施状況の確認、代替案の検討等を目的に、院内に「身体拘束・抑制廃止委員会」を設置する。

運営にあたり、別途「身体拘束・抑制廃止委員会規定」を設ける。

#### 6 カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況の可能性があれば、身体拘束・抑制廃止委員会等の臨時会合を開催し、拘束による患者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討する。また、3つの要件を満たしているか慎重に判断しその理由を整理する。

#### 7 家族等に対する説明と同意

- ①カンファレンスに基づき作成した家族等への説明書にて、身体拘束の内容・目的・理由・拘束期間・時間帯・場所等を説明する。  
理解と同意をいただいたうえで、説明同意書に記名、押印をいただく。
- ②説明は、開始前に対面式で行うことを基本とする。

- ③家族が県外居住者である等、対面式での説明が困難な場合は、説明同意書を郵送し、電話にて説明書の内容を説明したうえで同意書を返送していただく。
- ④電話での説明の場合は、詳細内容を記録に残すこととする。

## 8 その他

本指針の改定については、身体拘束・抑制廃止委員会で協議、決定することとし、1年に1回は委員会での見直しを実施することとする。

平成30年1月1日

【医）基伸会 栗山病院】